

低圧電気取扱業務特別教育のご案内

労働安全衛生法第59条第3項では、低圧電気の取扱業務に労働者を従事させるものを対象として、特別教育の受講が義務付けられています。

なお、低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士を取得していても労働災害防止に関する事項が、労働安全衛生法を満たしていないため、特別教育を受講したとみなす上位の資格とはなりません。そのためには、厚生労働省の特別教育の修了が必要となります。

低圧電気業務とは、交流600V以下、直流750V以下の充電電路の施設若しくは修理の業務または配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務です。

上記に加えて、感電の恐れがあると判断した場合は、低圧電気取扱業務特別教育の受講が必要です。

(作業例)

アーカ溶接等の業務で溶接用ケーブルを作業分電盤へ接続する時も特別教育を受講したものしか作業できません。
分電盤および配電盤の開閉作業も特別教育を受講したものしか作業できません。

1 講習年月日

講習日程表

2 会場

県立久留米高等技術専門校内人材開発センター

住所 久留米市合川町1786-2 TEL 0942-30-0560

3 受講料

(令和7年度の金額)

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
会員	8,800	770	9,570
非会員	11,300	770	12,070

※令和8年度中にテキストの価格改定が予定されております。

恐れ入りますが、送付する受講票の金額を確認頂きお振込みをお願い致します。

7 定員

40名

10 講習内容及び

予定時間

	講習内容	予定時間
学科	低圧の電気に関する基礎知識、低圧の電気設備に関する基礎知識、低圧用の安全作業用具に関する基礎知識、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法、関係法令	8:50～18:20
	実技 開閉器の操作	

詳細は 特別教育等のご案内 を参照願います。

6 申込み方法

「安全衛生及び特別教育等の申込について」をご確認ください。